

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習を、同条第3項の規定に基づき委託するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>当該業務については、岐阜県公安委員会が行う認定審査により委託するのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められた一般社団法人又は一般財団法人その他の者に委託することができる（道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定）と規定されていることから、公示により委託先を募集したが、当該審査への申請業者は（一社）岐阜県指定自動車教習所協会のみであり、岐阜県公安委員会からの認定を受けた業者も当該協会のみである。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>（一社）岐阜県指定自動車教習所協会は、岐阜県公安委員会認定審査を受け認められた唯一の業者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。